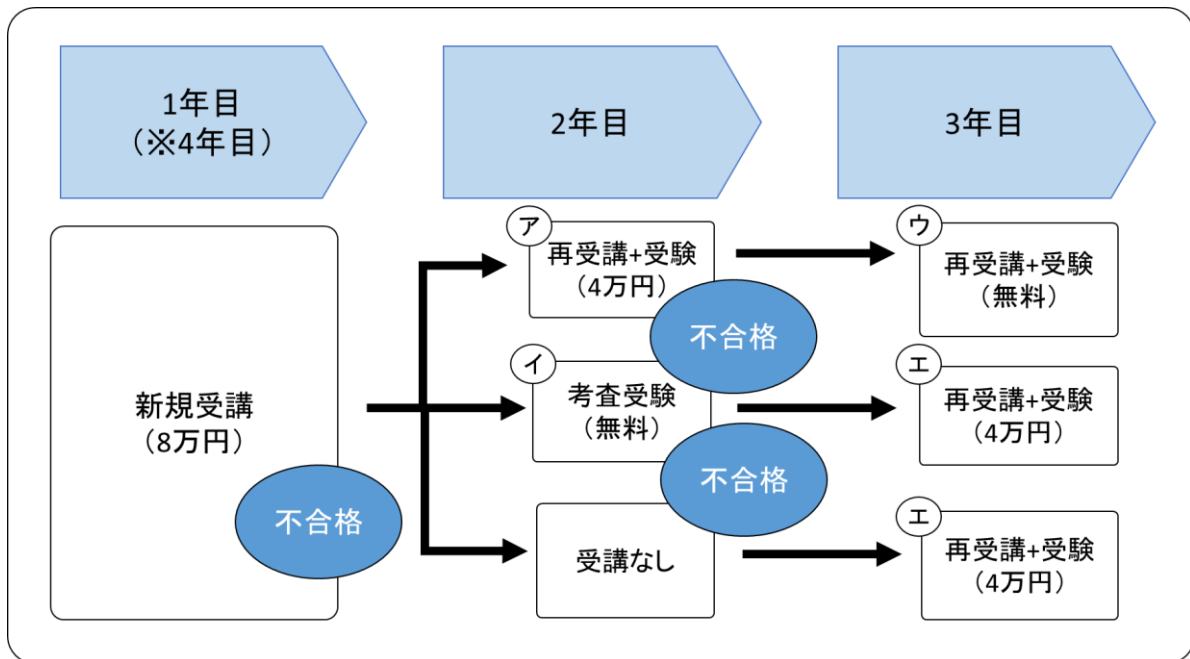


<再受講制度について>

当該法定研修では以下のとおり初回受講年度を含む 3 年間に限り再受講を可能とし、受講料の減免措置を講じております。つきましては法定研修の実施が 4 年目となります平成 30 年度は、初回受講年度から 4 年目の受講希望者は、新規（8 万円）の受講料が必要となりますので御留意のほどお願いいたします。



※3年目に申込みをしていない場合（2年目に申込みしていない<※初回受講のみ>を含む）は新たに新規（8万円）の受講料が必要です。

※2年目・3年目の方は、受講申込書の上記㉠～㉣に対応する記入欄へ御記入下さい。なお、3年目受講においては、改めて講義受講を完了することが必要です。